

八潮監告示第5号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、八潮市長及び八潮市教育委員会教育長から令和8年度定期監査（令和7年度後期分）の結果に係る措置状況の報告があったため、別紙のとおり公表する。

令和8年9月1日

八潮市監査委員 上 原 哲 也

八潮市監査委員 鹿 野 泰 司

八潮総第142号
令和8年8月27日

八潮市監査委員 上原 哲也 様
八潮市監査委員 鹿野 泰司 様

八潮市長 大 山 忍

令和8年度定期監査（令和7年度後期分）の指摘事項について（通知）

令和8年8月6日付け八潮監第40号により提出された令和8年度定期監査（令和7年度後期分）の指摘事項について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

記

1 指摘事項

（1）伝票関係

① 工事請負費について

- ・工事請負費において、契約と同時に付する契約保証金の納付に期間を要し、結果的に支出負担行為決議書の起票日から決裁日まで4月間を要しているものが認められた。（スポーツ振興課、公園みどり課）

② 旅費について

- ・普通旅費において、出張旅費の請求誤りにより支給額を誤っているものが認められた。（企画経営課、人事課）

2 措置内容

別紙「令和8年度定期監査（令和7年度後期分）措置事項報告書」のとおり

令和 8 年度定期監査（令和 7 年度後期分）措置事項報告書

指摘事項	措置状況
(1) 伝票関係 ① 工事請負費について ・工事請負費において、契約と同時に付する契約保証金の納付に期間を要し、結果的に支出負担行為決議書の起票日から決裁日まで4月間を要しているものが認められた。(スポーツ振興課、公園みどり課) ② 旅費について ・普通旅費において、出張旅費の請求誤りにより支給額を誤っているものが認められた。(企画経営課、人事課)	・「八潮市契約規則」第28条に基づき納付されるべき契約保証金の納付が、確認不足により遅れてしまったものです。 八潮市契約規則及び八潮市入札・契約事務マニュアルを確認し、担当者だけでなく複数人で継続的にチェックし確認するなど再発防止に努めます。 (スポーツ振興課) ・本工事はスポーツ振興課からの依頼工事となります。 本工事の契約にあたっては「八潮市契約規則」第28条に基づき、契約保証金を求めることとなりますが、確認不足により納付が遅れてしまったものです。 今後は受託者への確認の徹底や複数人によるチェックにより再発防止に努めます。(公園みどり課) ・旅費について、2026年3月のJR東日本、東武バスの料金改定に伴い、本来であれば旧料金（改定前）で申請・清算すべきところ、新料金（改定後）で申請し、過払いが発生したものです。 指摘後、速やかに差額の戻入処理を行いました。 今後は旅費発生時と旅費請求時の金額等の確認を行うとともに、複数人によるチェックを徹底するなど再発防止に努めます。(企画経営課)

	・旅費について、用務先への経路が複数あり、最も経済的な経路の選択を誤ったことにより請求誤りが生じたものです。 指摘後、速やかに差額の戻入処理を行いました。 引き続き請求時の審査を徹底するとともに、複数人によるチェックを徹底するなど再発防止に努めます。(人事課)
--	---

八潮教総第152号
令和8年8月27日

八潮市監査委員 上原 哲也 様
八潮市監査委員 鹿野 泰司 様

八潮市教育委員会
教育長 井上 正人

令和8年度定期監査（令和7年度後期分）の指摘事項について（通知）

令和8年8月6日付け八潮監第40号により提出された令和8年度定期監査（令和7年度後期分）の指摘事項について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

記

1 指摘事項

（1）伝票関係

① 需要費について

- ・光熱水費において、請求額が発生していない月の費用について支払いを行っているものが認められた。（教育総務課）

（2）契約関係

① 請書について

- ・請書に収入印紙の添付がなかったものが認められた。

（教育総務課、社会教育課、保健給食課）

2 措置内容

別紙「令和8年度定期監査（令和7年度後期分）措置事項報告書」のとおり

令和8年度定期監査（令和7年度後期分）措置事項報告書

指摘事項	措置状況
(1) 伝票関係 ① 需用費について ・光熱水費において、請求額が発生していない月の費用について支払いを行っているものが認められた。(教育総務課)	・当該請求について、国からの補助金により使用料が全額相殺され、実際の請求額が0円であったにもかかわらず、請求書に記載された「今回御入金額」を請求額と誤認し、支払いを行ってしまいました。 本件は、事業者と調整を行い、誤って支払った額について、翌月以降の利用料金から差し引くことにより、全額の調整を完了させました。 今後は、起票者及び決裁者が請求書及び支払伝票の内容をより慎重に確認するとともに、公金の適正な管理について改めて認識し、適正な会計事務の執行に努めます。 また、会計課主催の研修会への職員の参加を通じ、会計事務に関する知識の習得及び意識の向上を図り、再発防止に努めます。(教育総務課)
(2) 契約関係 ① 請書について ・請書に収入印紙の添付がなかったものが認められた。 (教育総務課、社会教育課、保健給食課)	・請書の受領時に、課税文書に該当すること及び必要な収入印紙が適正に添付されていることの確認が不十分であり、添付漏れを生じさせてしまいました。 収入印紙の添付が漏れていたことが判明したため、速やかに必要な収入印紙を添付し、適正な状態に是正いたしました。 今後は、契約書及び請書の作成時に、課税文書に該当するか、また、必要な収入印紙が適正に添付されているかを起票者及

	び決裁者が慎重に確認し、収入印紙の添付漏れが生じないよう、適正な契約事務の執行に努めます。 (教育総務課、社会教育課、保健給食課)
--	---